

自然科学研究機構オープンアクセスポリシー

令和7年2月13日
機構長決定

自然科学研究機構（以下「機構」という。）は、機構憲章に基づき、宇宙、物質、エネルギー、生命など広範な自然科学分野の研究を担う大学共同利用機関の連携と共同により、自然の理解を一層深め、社会の発展に寄与してゆくことを目指している。

機構で創出された研究成果を広く公開することにより、以上の理念を実現するため、自然科学研究機構オープンアクセスポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

1. 本ポリシー適用の範囲

本ポリシーの対象は機構の研究者等が生み出した論文データ（出版稿または著者最終稿）及び一次根拠データ（その論文のために新たに作成・分析された図や表などの根拠データ等）（以下「論文データ等」という。）とする。

2. 論文データ等の公開

研究者等は、論文データ等を、機構を構成する大学共同利用機関及び機構直轄研究施設（以下「機関等」という。）の機関リポジトリ又はその他研究者等が選択する方法によって、可能な限り、誰もが障壁なくアクセスできるよう公開する。ただし、論文データ等の著作権は機構には移転しない。

3. 適用の例外

論文データ等の公開において、著作権その他の理由により適切ではない状態が生じる恐れがあると研究者等又は機関等が判断した場合には、当該論文データ等を公開しない。

4. 機関リポジトリの整備・運用

機関リポジトリの整備・運用は、機関等の研究の特性等により、機関等が整備し、運用方針等を定め運用する。

5. 機構の責務

機構は、機関等における機関リポジトリの整備・運用のために必要な支援を行うとともに、機構のオープンアクセスが有効に機能しているか検証を行う。

6. その他

本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。